

年表で見る日本の農業潰し（日本の農林水産業、農家、食の安全、健康などでの注目の出来事）

農業潰しの基点は、明治維新まで遡ります。江戸時代まで1千年以上続いてきたコメ、麦などの栽培をベースとした日本の伝統農業と農村共同体ですが、その農業のベース揺さぶる事件として明治6年から7年かけて「地租改正」が行われました。明治維新までは、コメなど農作物に換算され税や年貢が納められ、コメ（一石）を基軸通貨とした経済、そして自給自足・内需型で栄える農業ベースの経済が実践されてきました。土地も先祖から共同体・村単位で受け継ぎ、寺社を中心に、また藩、大名・領主を中心とした農業実践されてきました。この改正により、これまで農作物で払っていた租税である「地租」、「年貢」に代わり、税金が紙幣（お金）を税金で支払うことになりました。それも土地の評価額の3%と江戸時代よりも重税が農家に課されました。



土地は先祖伝来継承のもの。ご神仏、また天皇からムラから預かって使わせていただいているものであり、農民が土地を所有するという考え方はありませんでした。しかし地租改正で、個人が土地、農地を所有でき、農家が農地を売買することまで認められました。

また、農作物は換金して初めて農家は税金として支払えます。江戸時代はコメ（単位「石」）が基準通貨の役割が果たしており武士の給料もコメで払われ、他の物産やサービスまで「石」に換算されていました。しかしこれが農村経済も含めて「お金（紙幣）」が基軸となる「金融経済」に全面移行する大事件だったのです。

加えて、明治維新自体、教科書やNHKの大河ドラマなどで取り上げられるように、若き獅子、ヒーローたちが行ったと良いことのように美化されていますが、実際はそんなきれいごとではなく、欧米列強の資本主義・帝国主義の輩（やから）が、彼らの金融システムに日本を隷属させるために仕掛けてきた経済戦争だった面もあるように思います。実際、薩長や坂本竜馬に武器や資金を供給したのはインドの麻薬貿易で儲けた英国のユダヤ商人ジャーディン・マセソン商会でした。そのバックにはロスチャイルド家などの国際金融資本があります。しかし、彼らが表に出ることはなく、裏から指示を出し、維新の獅子、今に続く田布施の人脈などを同じ肌の色の工作員を使ったクーデターだったのではないのでしょうか。

地租改正では、寺社の所有する田畑にも例外なく税金がかけられました。江戸時代まで神仏習合が当たり前だったのに、明治に入ると容赦なき廃仏毀釈運動が起きました。従来の神道も、天皇を神様、現人神（あらひとがみ）とする国家神道に置き換えられました。加えて江戸時代には厳しく布教が禁止されていたキリスト教が信教の自由の名目で認められました。実は、明治維新はザビエル来日以来続く、宗教戦争、それもキリスト教の皮はかぶっていても悪魔信仰のある拝金主義者との全面戦争だったのではないのでしょうか。振り返れば日本人信仰心や大和魂まで変質させてしまうほどの大事件でした。そして、食にも欧米思考が及び、仏教徒が食べなかった牛肉を食べ、牛乳を飲み、チーズを食べる。思想的にも、個人主義、自由主義なども侵入してきた時代でしたがそれでも日本伝統の魂の部分はかなり残っていました。

【推奨 コロナを超えて タブーを超えて時代を生き抜く10回講座 第3回「歴史」 第10回「教育」】

- 1868年 明治維新
- 1871年 廃藩置県 →農民を統治し農家の年貢の納め先である大名、藩がなくなる
コメの流通システムも変わる
- 1874年～1880年ごろ 地租改正 →日本の農業が現物経済から金融経済への一大制度改革
- 1882年 日本銀行設立 →政府でなく民間が通貨発行権を握ること→欧米国際金融資本の支配下に
- 1904年～1905年 日露戦争 →ユダヤ国際金融資本シフ財閥に軍事費の資金を借りて戦争が行われる
陸軍が白米を推奨、日露戦争では栄養不足・脚気で戦闘行為でなく栄養不足で多くが犠牲に。
- 1918年 米価不安定が米騒動起きるような社会不安や暴動にまで発展した。
- 1930年 台湾・朝鮮米の流入増加によるコメ価格の暴落、東北などコメ産地の困窮を極め農村から人口流出
- 1941年 米価安定のための食糧管理法 **食物の価格をどう政府がコントロールするかが大変重要！**
江戸から明治以降の日本の人口倍増 その余剰人口を農村だけでは吸収できず
→殖産興業として重視された商工業分野、軍隊、北海道はじめ各地の開拓・移民などがこの余剰人口を吸収していった。
一方で、農村から産業を興す6次産業化は盛ん。各地で農業から新産業 養蚕、ワイン、ビール、乳製品他産業創出。
さらに戦後75年間の日本の農業破壊は、明治維新よりも徹底して行われてきた！
- 1945年 農地改革のGHQ 指令（ 抜粋 ↓）
第一項（抜粋）日本帝国政府は、民主主義的傾向の復活強化に対する経済的障碍を除き去り、人民の権威尊重を樹立し、**日本農民を数世紀におよぶ封建的抑圧のもとにおいてきた経済的束縛を破壊するための、日本の土地を耕すものがかれらの労働の果実を享受する平等な機会を持つことを保証するような措置をとるよう指令する。**
第二項 この指令の目的は、**全人口の殆ど半分が農耕に従事してゐる日本の農業構造を永きにわたってむしばんできた害毒を除去する**にある。
※農地・農民解放 農地改革で都市への人口集中・農村の過疎化が急激に進む。
これは意図されたものだった。
地主解体、小作→自作農創設
（共同体ムラとして行われた農業が、個人・家族の経済単位ごとの個人主義に）
長子相続が廃止され財産を子供等へ均等相続に変わる農家だが「田分け」が行われた農地が細分化された。
田畑も代を経るごとに小規模になり、専業農家では生活は困難な規模に。寺社の農地も分配される。
- 1945年 戦後のコメの食糧不足、食糧危機に対し、朝鮮半島、タイからのコメの緊急輸入は認めず翌年、米国の小麦の輸入だけが認められた。 **【日本人の食をコメ→小麦へ】**
日本国民は全国の公園や空き地にサツマイモを植え、餓死せずにこの年の冬の飢えをしのいだ。
もし同レベルの食糧危機起こると 日本人に生き残りを問われているのでは？
- 1946年 食糧不足への緊急援助として米国から小麦輸入始まる **【日本人の食をコメ→小麦へ】**

次のページは、大正末期を100として、日本人1人当たりの食がどのように増減しているかをまとめたものです。残念ながらこのユダヤ人が言ったようになっているようです。

日本人1人当たりの食の変化 大正末期100としたときの現在の量			
★増えたもの		★減ったもの	
小麦	330	米	40
じゃがいも	200	大麦	わずか
果実	500	はだか麦	2
砂糖	350	雑穀	1以下
食用油	1500	大豆	97
牛乳	3000	その他豆類	80
鶏卵	2500	さつまいも	30
肉	2000	野菜	90
魚介類	600		

次の表は、江戸時代 日本人は何をどの程度食べていたかを推定できる材料です。(WIKIPEDIA「石高」から抜粋)
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%9F%B3%E9%AB%98>

明治七年府県物産表による物産額と割合 ^[14]				
物産	物産額 (円)	物産高 (換算石高)	割合	個々の物産の生産額(生産高)・備考
農業	227,286,701	41,246,154	61.05%	
米	142,799,024	25,914,013	38.36%	(除外の鹿児島県の明治12年米生産高50万4210石)
麦	25,073,475	4,550,132	6.73%	大麦・裸麦1990万2387円(812万4891石) 小麦517万1088円(173万3440石)
大豆	7,404,545	1,343,717	1.99%	大豆(生産高181万9138石)
その他雑穀類	8,702,838	1,579,321	2.34%	粟234万2882円(98万4594石) 稗96万5143円(93万5262石) 蕎麦115万8907円(45万8814石) 小豆150万2777円(33万7252石)
芋類・菜種類	11,658,046	2,115,608	3.13%	甘藷275万5685円(1億3500万貫) (除外の鹿児島県の明治12年甘藷生産高5989万貫) 大根272万1907円
果実種類	2,201,056	399,430	0.59%	
特殊農産物	27,915,167	5,065,819	7.50%	綿類743万4509円(1185万貫) 菜種603万6757円(92万7829石) 藍491万7261円 煙草255万0262円(3783万4777斤)
その他	1,532,556	278,116	0.41%	

これは明治7年 1874年に行われた 日本の最初の全国規模とも言われる 明治7年の府県物産表です。明治時代に入って最初の頃は、コメ以外のモノの生産高、物産は 「石高」で計算されていました。

さらに当時は国境を越えた農作物、食品の自由貿易は行われていませんでしたので、上記の物産の「石高」を人口で割ることで当時 1人当たり何をどの程度食べていたのかがわかります。「一石」は成人男子が1年に食べるコメの量。コメの場合は白米のベースで約150kg程度。

コメの生産高が2591万石(376万t)、麦が大麦裸麦812万石(118万t)、コメと大麦裸麦あわせると3403万石。1874年の日本の人口3484万人と、人口でわると1人あたりコメを年間114kg、大麦裸麦を36Kg、粟とひえ合わせ8Kg 食べていた計算になります。そして小麦は8Kg、大豆が8Kg、そばも小豆は2Kg、「一方さつまいも」は20kgになります。

1946年 GHQ 日本全国の水道水に塩素を入れるよう指令

→毒ガスにも使われる猛毒の塩素、水道水の塩素濃度、欧米は上限規制、なぜか日本は下限値規制

1947年 「低米価・低賃金」路線へ導く新物価体系実施

食物の価格をどう政府がコントロールするかが大変重要！

重点産業の鉄鋼、電力業界で働く労働者の賃金を下げるために、食費の負担を押し上げる米価を実勢の半額以下に下げて設定した。これ以来戦後のコメ価格が低く据え置かれ、農家、労働者とも「低米価・低賃金」路線で苦しむことに。

1947年 農協法が成立、ほぼ1年で、約1万4000の農協が設立された。

1948年 予防接種法制定

1948年 フィリピンからのラワン丸太の輸入で木材輸入スタート

→1960年代日本商社が木材輸入大幅拡大 **制度変更は1つの例外的事例でも先例できると大きな影響**

例 大規模店舗規制 米圧力でトイザラス認める→なくすで規制撤廃

→地方の個人経営店、商店街潰れる

派遣法 →一部の業界で派遣（非正規雇用認める）→いまや半数が非正規雇用

戦前の日本の農業は、ほぼすべてオーガニックな農業

化学肥料（戦争で余った爆薬を転用）も農薬（戦争で余った毒ガスを転用）も使わない F1種も使わない

戦後は、農薬、化学肥料を大量に使う慣行農法が奨励され多くが多くの農家が慣行農法へ移行

農村でのムラ共同体が崩壊、牛馬がいて農機を使わない小農複合経営・家族共同農業が少なくなる。

一方、大規模化も含め農機導入が提唱される。多くの農家が借金を抱えながら農業を行う。

1950年 朝鮮戦争勃発

1951年 サンフランシスコ講和条約が署名され、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約も署名された。

1951年 MSA 協定（米国が、相互安全保障法（MSA）に基づいて自由主義諸国と締結した安全保障協定。

相互防衛援助協定（MDA 協定）・農産物購入協定・経済措置協定・投資保証協定の総称）

（補足解説）

MSA法は朝鮮戦争に対応した反共軍事同盟の形成を目的としたもので日本はこの協定に基づいて防衛庁設置法・自衛隊法を制定した。米国は1951年のMSA法第550条に農産物取引の一項を加えて新たな余剰農産物輸出機構を創設。MSA法の趣旨は農産物取引条件にも貫徹しており、軍事的性格を持った農産物取引であったが、1954年からこれを日本にも適用してきた。同年3月のMSA協定調印によって日本は小麦60万トンや大麦11万6000トン、脱脂粉乳など総額5000万ドルの米国の余剰農産物を受け入れた。**【日本人の食をコメ→小麦へ 麦農家切捨て】**

1952年 サンフランシスコ講和条約が発効、日本の主権回復に伴い、GHQが解体される。

実際には、占領軍のうちアメリカ軍部隊は条約第6条a項但し書き、及びこれを口実に締結された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき在日米軍に再編された。→表だったGHQ 統

治から密室の在日米軍横田基地統治に

1952年 全国の小学校児童にでコッペパン、脱脂粉乳ミルクとおかずの学校給食実施

【日本人の食をコメ→小麦へ】

1952年 サンフランシスコ講和条約で主権回復以降、食料安定供給のためいち早く国会で主要農作物種子法を制定

都道府県に対し、稲、麦類及び大豆について、下記①②③を全国一律に義務付け。

① 普及すべき優良な品種（奨励品種）の決定（第8条）

② 奨励品種の種子生産に必要な原種及び原原種の生産（第7条）、

③ 種子生産ほ場の指定、指定種子生産ほ場及び生産される種子の審査の実施（第3～6条）

○ 稲・麦・大豆の品種開発は、種子法とは別の仕組みとして、野菜果樹等と同様に国の研究機関（現在の農研機構）や都道府県等の研究機関（農業試験場）の他民間事業者によって取り組まれる。

1954年 アイゼンハワー米大統領はMSAを改定し、PL480法案（通称：余剰農産物処理法、正式名称：農業貿易促進援助法）を成立させ、米国の余剰農産物処理をさらに強力に推し進める。以後日本の小麦輸入は飛躍的に高まり、安価な外国産小麦の大量輸入で、太刀打ちできない日本の小麦生産農家は生産意欲をなくした。余剰農産物はさらに米10万トン、葉タバコ4000トン、飼料11万トンの購入も強要され、1955年に8500万ドル、1956年に6580万ドル分の余剰農産物を購入させられた。米国は自国の農産物を長期的に継続して日本に輸出する道を開きその後の日米間の農産物貿易自由化を推進させた

【日本人の食をコメ→小麦へ 麦農家切捨て】

1954年 GHQのダール博士が東北・九州調査 「高血圧の発症は塩の摂り過ぎが原因である」と間違っ

て結論付けた。
※減塩運動スタート 天然海塩精製減り精製塩が主流に、天然塩を海外から大量輸入、精製塩は体に悪い

1955年 「関税および貿易に関する一般協定」GATT（ガット）加盟

【貿易自由化への国際交渉スタート】

1956～60年 米農務省のキッチンカー百台以上が日本全国を回り小麦食を勧めた。

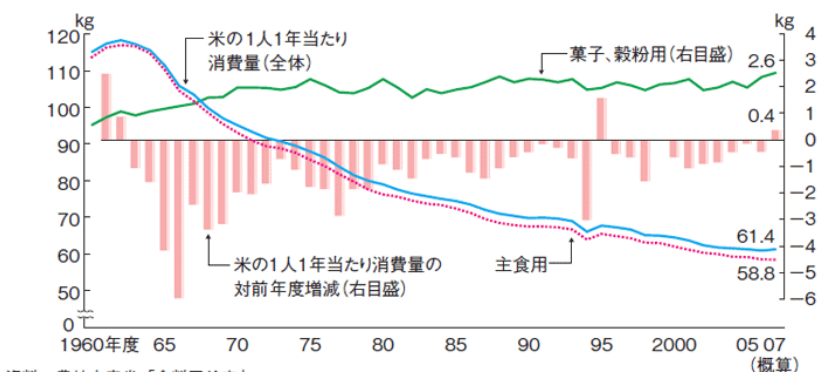
【日本人の食をコメ→小麦へ】 1人当たりコメ消費量56.5Kg（2020年現在）

1960年代の半分に

表 食パンの残留グリホサート検査結果

商品名	製造者	残留濃度 ppm
食パン (麦のめぐみ全粒粉入り食パン)	敷島製パン 株式会社 (Pasco)	0.15
食パン (ダブルソフト全粒粉)	山崎製パン株式会社	0.18
食パン (全粒粉ドーム食パン)	山崎製パン系列店	0.17
健康志向全粒粉食パン	マルジェー	0.23
ヤマザキダブルソフト	山崎製パン株式会社	0.10
ヤマザキ超芳醇	山崎製パン株式会社	0.07
Pasco超熟	敷島製パン 株式会社 (Pasco)	0.07
Pasco超熟国産小麦	敷島製パン 株式会社 (Pasco)	—
本仕込み	フジパン株式会社	0.07
朝からさっくり食パン	株式会社神戸屋	0.08
パン国産小麦	まるまばん	—
有機食パン	有限会社ザクセンW	—
十勝小麦の食パン	有限会社ザクセンW	—

図 I-24 米の1人1年当たり消費量(用途別)とその対前年度増減量の推移(精米換算)



資料：農林水産省「食料需給表」

注：国民1人1年当たり消費量は、国民1人1年当たり供給純食料

<http://www.nouminren.ne.jp/newspaper.php?fname=dat/201904/2019042201.htm>

★輸入小麦を使った食パンからグリホサート検出（国産は不検出）

←農民連検査結果から 食の安全の面から輸入小麦は健康に懸念。

1959年 農産物の貿易自由化取り組みが開始

1960年 GATT 輸入制限第一次撤廃 121品目 ライ麦 コーヒー豆、ココア豆

1961年 GATT 大豆 しょうが輸入制限撤廃

欧州が受け入れ拒否した米国の余った大豆と小麦を代わりに日本が大量輸入

農業基本法で選択的縮小、儲かる作物以外は縮小

【日本人の食をコメ→小麦へ 麦・大豆農家切捨て】

1964年木材輸入全面自由化 丸太の関税ゼロに日本の林業破壊へつながる

【自由貿易が日本の農業も世界の森林も滅ぼす】

1964年 レモンが輸入自由化 →輸入は国内産より大幅安い価格に設定し参入、国内農家が潰れると価格値上げ

1969年 農家から農協を通じ、政府の手を通さないで直接卸業者に流通させる自主流通米制度スタート

1971年 減反政策本格導入

1971年 グレープフルーツ輸入開始

1974年 当時の田中角栄首相がブラジル政府とアマゾンのセラード開発事業に合意して以後、日本のJICAと商社があいついで広大な地域を開発し、ブラジルが輸出用大豆農業基地に。これにより大規模なアマゾンの自然破壊が進み、南米が遺伝子組み換え大豆の大規模農場へ変貌していくきっかけをつくった。

1977年 催奇性あり日本で使用が禁止されている輸入柑橘類への防カビ剤を政府が食品添加物として許可。
(経緯) 禁止農薬検出され輸入柑橘類廃棄→米側激怒→政府が食品添加物で認めて輸入とウルトラC
→食品表示に

禁止農薬が表示されることに米側がクレーム→食品表示もなくす検討 食の安全や国民の命より相手国の要望優先！

農薬基準値の緩和やゲノム編集作物推進、米国の狂牛病が疑われる牛肉輸入再開、国内で禁止されている牛の成長ホルモンの輸入牛肉には使用認めることも同じ構造！

(↓印鑰智哉さんの資料から)

日本はグリホサート残留許容量を大幅緩和

	改正前	改正後	変化
小麦	5	30	6倍
ひまわり	0.1	40	400倍
そば	0.2	30	150倍
サトウキビ	2	2	-
トウモロコシ	1	5	5倍
綿実	10	40	4倍
大豆	20	20	-
甜菜	0.2	15	75倍

単位ppm

- ❖ 残留基準値を2017年12月25日に大幅緩和（最大400倍！）
- ❖ なぜ、非遺伝子組み換え作物への残留基準値が大幅緩和？
グリホサートの収穫前散布（プレハーベスト）が原因

消費者が賢くならなければいけないのでは？

1983年 ロン・ヤス会談 レーガン大統領と中曽根首相との日米首脳会談 日本の農業を切り捨て

アメリカの「おべっか外交」
アメリカには「アメリカによるアメリカのためのルールがあり」この日本とアメリカの関係は風刺的にした会話に見れば次のようになっている。この風刺画には戦後のアメリカによるコントロールの結果が隠されている。その最たるものは原発であり、TPPであるということを実感しなければならぬ。

「前川レポート（一九八六年）を巡る中曽根康弘首相とレーガン大統領の会話のやりとり」

ヤス「ロン殿、日本国内で発表する前に前川レポートを発表します
ので、よろしく願います。」

ロン「前川レポートの要点は何かね」

ヤス「あなた様に以前言われた通り、日本の構造調整です。
つまりスクラップ&ビルドの精神に基づき、国内の弱い産業
は潰し、強い産業を育てて行くことです。簡単に言うと、
車や家電製品を買ってください。その代り、あなたの国から
農産物を買います。」

ロン「これで対日赤字は減るかね」

ヤス「これまで農業は『自然死』でやって来ましたが、今度は遠慮
会釈なく、農産物を輸入して、潰れる農業は潰そうと思います」

ロン「これは結構な話だ。我が国の輸出産業は、兵器と農産物だ
から大いに農産物を買ってくれ。そうすれば貴国の構造修
正も大いに進むと思うよ」

ヤス「ありがとうございます。それから我が国は、貴国のための
基地を提供して、不沈空母にして差し上げます。」

ロン「基地は我が国の世界戦略の要だ。自由に使えるように提供
してくれませんか」

ヤス「承知しました」

『大地に生きる百姓 農業つがひの国策に抗って』 坂本新一著より

- 1986年 ロンヤス会談を受け中曽根首相私的諮問機関が「前川レポート」発表
- 1991年 オレンジ・牛肉の輸入自由化
- 1992年 日本特殊農薬株式会社（現：バイエルクロップサイエンス株式会社）がイミダクロプリドを開発し、
日本で公的試験を開始し、

1992年にネオニコチノイド系として世界で初めて農薬登録された。

他国に比べ大幅に緩い日本の残留基準

アセタミプリドの農薬残留基準 (ppm) 2019年2月現在

2003年度ネオニコチノイド系殺虫剤の国内出荷金額

食品	日本	アメリカ	EU	食品	日本	アメリカ	EU	一般名 (主な商品名)	開発企業 (上市年)	出荷金額(億円)	出荷量トン
イチゴ	3	0.6	0.05*	茶葉	30	※	0.05*	イミダクロプリド (アドマイヤー)	バイエル (1991)	54	
リンゴ	2	1.0	0.4	トマト	2	0.2	0.5	アセタミプリド (モスピラン)	日本曹達 (1995)	36	
ナシ	2	1.0	0.4	キュウリ	2	0.5	0.3	ニテンピラム (ベストガード)	武田 (1995)	10	
ブドウ	5	0.35	0.5	キャベツ	3	1.2	0.4	チアメキサム (アクタラ)	シンジェンタ (1997)	2	
スイカ	0.3	0.5	0.2	ブロッコリー	2	1.2	0.4	チアクロプリド (カリプソ)	バイエル (2001)	2	
メロン	0.5	0.5	0.2	ピーマン	1	0.2	0.3	ジノテフラン (スタークル)	三井化学 (2002)	—	
								クロチアニン (ダントツ)	武田/バイエル (2002)	—	1000

*: 検出限界以下 ※: 輸入茶のみ暫定値2010年2月

残留基準 農民連資料より
出荷額、生産量はブログ「ネオニコチノ
イド系農薬ってどれ位使われている
の？」
<https://ameblo.jp/akitamamoru/entry-10601507018.html>
グラフより

コメの検査規格での「斑点米の混入基準」 カメムシの食害による斑点につく厳しい上限規定がありこの規定が農家の米へのネオニコチノイド系殺虫剤散布を促進している。再三、日本消費者連盟などからもネオニコチノイド系農薬削減のため検査規格の変更を要望しても全く政府は対応しなかった。一方、規制改革推進会議 ヤマザキライズ(株)の意見書では、その要望での検査規格を改定、海外からのコメ輸入がしやすくなる規制緩和は行うが、国内農家にはこの規制緩和をしてもネオニコチノイド農薬は使わせたいためこの部分の行政は残そうとしている 誰のための等級なのか消費者が賢くなって、国の等級を信用するより、安全安心な農作物づくりをしている農家を信頼するようにならなければならない。

1993年 夏の天候不良の影響で日本は大規模なコメ不足 タイ米緊急輸入なども行われる

同様の天候不良不作になれば政府備蓄米 100 万 t ではとても対処できない。この1年も政府はコ罗纳下でも備蓄米を増やすなど、本来行政が行わなければならない主食食糧のコメの需給・価格調整を怠り、国内コメづくり農家を見殺しにした。米は玄米では20年、モミ米だとずっと種子として保存ができる優秀な作物、政府が備蓄しないなら個人でも備蓄しておかないと食糧危機時には対応できない。さらに種苗法改正、北海道の耐寒品種や新潟のコシヒカリや愛知なでもかなりなコメの品種が登録品種で自家採種し栽培すると、来年の作付けから登録品種では育種権者の許可を得ず、また許諾料を払わなければ、1千万円以下の罰金、法人は3億円以下の罰金と懲役刑に処せられる。タネもみを持っても登録品種だと食糧危機時に自家採種したモミは植えられない。登録品種の例外なき許諾なき自家採種禁止でも、食糧危機時には、特別措置法をつくってでも自家採種を認めるべき、またコシヒカリ SD など税金を使って開発してきたコメの育種権を外資含む民間種苗会社に移管することは国の財産を利権に流出するものであり、民営化とか規制緩和というよりも利益相反の疑われ、さらに国民の生命を危険にさらす問題行為であり、政府または都道府県が条例をつくっても育種権の外資への譲渡は制限、禁止にすべきであろう。

1994年 食糧法の施行により、農家が自由に米などの作物を販売できるようになった

1995年 GATT が解消され世界貿易機関 (WTO) が設立される

食糧の需給と価格の安定を担ってきた食糧法廃止 1俵2万円の米価 半分の1万円程度に下落

2008年度ネオニコチノイド系農薬の国内生産量

アセタミプリド	272.8 トン
アセタミプリド 製剤	550
イミダクロプリド 製剤	1100
クロチアニジン 製剤	2900
フィプロニル 製剤	820

※日本はウルグアイ・ラウンドで、コメの例外なき関税化を延期する代償としてミニマム・アクセス米を国家貿易で4%（42.6万トン）輸入 実質的コメの自由化に
現在国内生産の約1割にあたる77万トン輸入

1996年 日本が遺伝子組換え農産物の輸入開始
(今や日本は世界最大の輸入国、承認数も世界一)
(印鑑智哉さんの資料から ↓)

突出する日本の承認数			
	2015年11月1日	2017年1月29日	2018年1月2日
日本	214	232	309
米国	187	195	197
韓国	136	149	164
EU	86	95	99
フィリピン	86	88	88
中国	60	63	64
ブラジル	50	60	68
ロシア	23	23	24
インド	11	11	11

ISAAAのデータベース <https://www.isaaa.org/gmapprovaldatabase/default.asp>

1998年 日本が植物の新品種の知的財産権保護に関する国際条約（UPOV 条約）に加盟
タネ（生命）などの種苗に知的財産権を認める種苗法公布
国内では使用が認められていない牛の肥育用ホルモン剤 輸入牛肉では禁止せず

2000年以降 二国間 貿易交渉 FTA で 各国との間で農林水産物の自由化が進展する

2000年 有機 J A S 認証制度スタート

2001年 日本で遺伝子組み換えの食品表示制度がスタート（**抜け穴多数**だが表示制度としては機能）

遺伝子組み替え食品の最終表示内容

	表示方法	品名	備考
表示をするもの	「使用」を義務表示	高オレイン酸大豆、同大豆油及びその製品。（現在、安全性評価を申請中）	・従来の食品と同等でない GM 農産物、加工品。
	「使用」か「不分別」の表示を義務づけ。	豆腐・豆腐加工品、凍豆腐、おから、ゆば、大豆（調理用）、枝豆、大豆もやし、納豆、豆乳、味噌、煮豆、大豆缶詰、きな粉、煎り豆、コーンナック菓子、コーンスターチ、トウモロコシ（生食用）、ホップコーン、冷凍・缶詰トウモロコシ、これらを主原材料とする食品。ジャガイモ（生食用）、大豆粉を主原材料とする食品。植物タンパクを主原材料とする食品。コーングリッツを主な原材料とする食品。	・従来の食品と同等だが、加工後も組み換えられた DNA、またはこれによって生じたタンパク質が存在するもの。 ・生産・流通段階で分別された非 GM 農産物を原材料とする場合→「GM でない」「分別」等の任意表示または表示不要。 ・GM 大豆、トウモロコシの約 1 割が表示に該当するだけ。
表示の必要ないもの		醤油、大豆油、コーンフレーク、水飴、異性化液糖、デキストリン、コーン油、ナタネ油、綿実油、マッシュポテト、ジャガイモ澱粉、ポテトフレーク、冷凍・缶詰・レトルトのジャガイモ製品、これらを主な原材料とする食品。	・従来の食品と同等だが、加工工程で、組み換えられた DNA、またはタンパク質が除去・分解されたもの。 ・大豆油、醤油には、米国産 GM 大豆の 9 割以上を使用。輸入トウモロコシの 95% は米国産、その 9 割以上がコーン油、水飴、畜産用の飼料に使われているが表示の対象外に。

(注) 「主な原材料」とは、全原材料中重量で上位 3 品目で、食品中に占める GM の重量が 5% 以上のもの。例えばビールは麦芽、ホップ、米、コーンスターチ (GM トウモロコシ) が入っているが、4 番目のため対象から除外するといったもの。

2004 年 小泉政権が規制改革・民間開放推進会議 (04～07 年) 設置、規制改革会議 (07 年～)

規制改革・民間開放推進会議 第 1 回本会議の議長

(=宮内 義彦, オリックス㈱取締役兼代表執行役会長)

2007 年 郵政民営化 郵便局に預けられた国民の貯蓄がウォールストリート国際金融資本の資金運用へ

2011 年 震災直後 宮城県知事が漁業特区制度導入決定 漁業権が売られる先例に

2012 年 安部政権発足 13 年に「規制改革会議」を設け、16 年に「規制改革推進会議」と改称した

2013 年 竹中平蔵氏が安部政権・日本経済再生本部の「産業競争力会議」メンバーに内定

欧米で行われており日本で実現の農家へ直接支払う農業者戸別所得補償制度わずか 3 年で廃止

2014年 規制改革会議が「農業改革に関する意見」（以下「意見」）をとりまとめた

「意見」は、「農業委員会等の見直し」、「農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し」「農業協同組合の見直し」を掲げ、中央会制度の廃止、全農の株式会社化、農林中央金庫等への信用事業の移管等の推進、准組合員の事業利用規制など、JAグループにとって衝撃的な内容が盛り込まれた。その内容は、ほとんどそのまま「規制改革実施計画」として6月26日に閣議決定された。

<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010922372.pdf>

2015年 農協法改正 農協貯金 年金運用をウォールストリート（外資金融機関）に委託へ

※全農協同組合を株式会社化 世界最大の米穀物メジャーのカーギル社が全農を買収する目的では？
過去、豪の小麦・大麦を扱う部門、加の小麦を扱う農協も株式会社化でカーギルなど穀物メジャーの支配下に

注)カーギル 参照リンク

ブログ 食料支配 (2) より

<http://tunobue.chips.jp/si4.html>

アメリカ：闇の支配構造と略奪戦争

163647 カーギルの遺伝子組み換え種子と農薬を買わないとどうなるか

<http://www.rui.jp/ruinet.html?i=200&c=400&m=163647>

2015年 印鑰 智哉さん発起人でジェフリー監督映画『遺伝子組み換えルーレット』日本語版完成 上映開始
遺伝子組み換えの問題を直接ジェフリー監督へインタビュー

【ダイジェスト動画】ジェフリー・M・スミス氏（映画「遺伝子組み換えルーレット」監督）単独インタビュー

https://www.youtube.com/watch?v=P55f53_GDEY

<https://www.youtube.com/watch?v=PyvT2bkH8rE>

2016年 日本がTPP条約に署名

署名時に日米並行協議によって、これらの日本にとって重大な影響を与える以下の交換文書をかわせた

「タネはどうなる!？」（山田正彦著）より

2016年2月の署名時に交わした日米並行協議の交換文書には、次のように記されている。

「日本国政府は2020年までに外国からの対内直接投資残高を少なくとも倍増させることを目指す日本国政府の成長戦略に沿って、**外国からの直接投資を促進し、並びに日本国の規制の枠組みの実効性及び透明性を高めることを目的として、外国投資家その他利害関係者から意見及び提言を求める。意見及び提言は、その実現可能性に関する関係省庁からの回答とともに、検討し、及び可能な場合には行動をとるため、定期的に規制改革会議に付託する。日本国政府は、規制改革会議の提言に従って必要な措置をとる**」

2016年 政府の規制改革推進会議に主要農産物種子法廃止が提議

2016年 農地法改正 外資規制が無くなり規制緩和し外国人が日本の土地を買えるように

農地特区により、兵庫県養父市で規制改革会議議長の関連会社、民間事業者（オリックス農業）などの農地取得が特例措置で認められる

2017年成立 国内の種苗知権 外資を含む民間へ渡す方針

種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。(8条4項)

農業競争力強化支援法【条文】

(農業資材事業に係る事業環境の整備)

第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 農薬の登録その他の農業資材に係る規制について、農業資材の安全性を確保するための見直し、国際的な標準との調和を図るための見直しその他の当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うこと。

二 農業機械その他の農業資材の開発について、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた開発の目標を設定するとともに、独立行政法人の試験研究機関、大学及び民間事業者の間の連携を促進すること。

三 農業資材であってその銘柄が著しく多数であるため銘柄ごとのその生産の規模が小さくその生産を行う事業者の生産性が低いものについて、地方公共団体又は農業者団体が行う当該農業資材の銘柄の数の増加と関連する基準の見直しその他の当該農業資材の銘柄の集約の取組を促進すること。

★(↓)特に問題の条文！

四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。

2017年 日本のたねを守る会設立、種子法廃止法案が可決

2017年 海外では禁止も広がるグリホサートの残留農薬基準値を日本政府が大幅緩和

※アメリカの栽培方法だと残留農薬が基準を上回るから残留農薬基準を改定、本末転倒

2018年 主要農産物種子法 廃止される

農水省次官が各都道府県に通知

「民間事業者によるコメ、麦類および大豆の種子生産への参入がすすむまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術などにかかわる知見を維持し、民間事業者に対して提供する役割を担う」

2018年 TPP11発効

2018年 規制改革推進会議が提案する生乳流通自由化する「改正畜産安定化法」施行

異議を唱えた農林水産省の担当課長は左遷される

2018年 水道法改正 庶民のライフライン直結の水道を民営化、外資が地方自治体の水道事業を購入

(↓) 浜松市の水道法改正にもオリックス社外取締役をつとめる竹中氏の影がみえる

<https://keiolaw.org/wp/wp-content/uploads/2020/07/p167.pdf>

2018年 モンサントがグリホサート健康被害で敗訴 世界では大きなニュースに日本のメディア報道せず

- 2019年 消費者庁が2023年から食品表示に遺伝子組み換え表示が実質表示できなくなる決定
- 2019年 ゲノム編集種子 栽培に許可不要、ゲノム編集食品も流通に規制なし（消費者庁、厚労省、農林省）
- 2019年 有機JASにコメのゲノム編集のタネを認めるための農林水産省検討会
- 2019年 国有林野管理経営法改正 バイオマスで国有林皆伐しても再造林義務なし 民間に補助金
- 2019年 BSE（狂牛病）関連での米国産牛肉の輸入規制を全面撤廃
- 2019年 日・EU 間貿易協定のEPA発効
- 2020年 日米2国間貿易協定（日米FTA）発効 農産物自由化で日本が大幅に譲歩の内容
- 2020年 規制改革推進会議が提案する種苗法改正 閣議決定、国会審議始まる
- 2020年 食料自給率の基準改定 輸入飼料使でも国内畜産品は100%国産で計算 自給率かさ上げ
- 2020年 新型コロナでも農家、飲食の保証は十分行われず
9割を海外に依存する野菜の種苗で供給に遅れ 多くの国がコロナで食料禁輸発表
- 2020年 卸売市場法改正 民間業者も中央卸売市場を開設できるように大企業が流通価格操作の懸念
- 2020年 森林経営管理法改正
- 2020年 日英FTA 発効 アストラゼネカの新型コロナワクチン緊急輸入などにも対応
- 2020年 日本でも学校給食をオーガニックへ 全国会議が行われる
- 2020年 映画「タネは誰のもの」緊急公開、種苗法改正の廃案署名などの活動が行われる
- 2020年 改正種苗法成立 2022年4月から許諾なき登録品種の自家採種一律禁止
<https://www.youtube.com/watch?v=ILVtHe6jqC8>
- 2020年 規制改革推進会議が抜本改革と評価する「改正漁業法」施行 漁業権に民間・外資も参入可能に
- 2021年 新型コロナで農家支援行わず米価暴落、さらに飲食規制で農家困窮
- 2021年 日本でも医療関係者・高齢者からゲノム編集技術使った新型コロナ（遺伝子）ワクチンが始まる
<https://stream.homoeopathy.ac/live/HowToCorona/> ワクチン15の問題点(動画)
- 2021年 種子法廃止されたが26道県で種子条例制定

2021年 「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱いに係る」 パブコメ
<https://toyoke.com/blog/16299.html> パブコメで提出しています

2021年 RCEP 批准手続き完了 コメの関税含め 農作物域内原則自由化へ

2021年 農林水産省 みどりの食糧システム戦略パブコメ

<https://toyoke.com/blog/16334.html> パブコメで提出しています

わずか2週間で1万7千件の意見が国民から寄せられた。その96%がゲノム編集の技術の種苗や食品への応用に対する懸念であったが、報告書は国民に理解が得られたことと引き続き理解が得られるように説明していく点のみでパブコメに寄せられた多くの声が反映されることはなかった。農薬・化学肥料削減と禁止のオーガニック農業への取り組みは海外に比べ大きく遅れる。行き場を失った農薬、化学肥料の処分場が日本になることも危惧される

2021年 ゲノム編集高 GAVA トマト 配布始まる ゲノム編集されたトマト ジャガイモ作付け開始へ
ゲノム編集されたタイやサバの認可へ検討会開催される

<https://www.gmo-iranai.org/?p=3207>

←ゲノム編集トマト苗の配布中止を求める署名 6月末集約 協力お願いします

2021年 規制改革推進会議提案で海外から米の輸入がしやすいよう国内のコメの検査基準改正へパブコメ

<https://toyoke.com/blog/16578.html> パブコメ提出しています

2021年 バイエルビルゲイツ 国連 FAO 世界食料システムで GMO、ゲノム編集で巻き返しを企画

<https://www.facebook.com/InyakuTomoya/posts/5293105277382926>

2021年 契約栽培農家のゲノム編集トマトを原材料にした食品 日本国内で今冬流通へ

<https://nishoren.net/new-information/14054>

←ゲノム編集種苗への表示求める署名 6月末集約 協力お願いします

2022年 改正種苗法 許諾なき登録品種の自家採種一律禁止へ

2023年 遺伝子組み換え不使用、食品添加物無添加などの食品表示ができなくなる

このままでは日本人は、安全で栄養のある食料は食べられないかもしれません。

他国で誰も食べない危険な食料の処理係が日本人に課せられているのでは？

これは食料だけでありません。

だから自然農を実践する必要があるのです。 (由井寅子)